

令和 2 年度文部科学省受託事業
「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた
定義・要件等に関する提言」報告資料

1. 事業の前提・位置づけ ～第三評価はなぜ必要？→社会の評価＝専門学校の振興～

① 内閣府教育再生実行会議第五次提言→専門職大学の起点

「専修学校専門課程（専門学校）……教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」（平成 26 年 7 月 3 日）

多くの専門学校は、一条校化運動→職業実践専門課程と専門職大学との間に、不連続を感じている

ここから再度、職業実践専門課程を起点とし、社会的評価の獲得から専門学校の振興を図ることが求められている（全国専修学校各種学校総連合会の基本方針）→その社会的評価を得るためには、教育の質の担保（制度的）の方法としての第三者評価が重要

② 最近の関連する動きから

i) 「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」平成 29 年 3 月

「職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価の導入を進めていくことが必要となると考えられる。」

ii) 職業実践専門課程認定要件充足状況調査（平成 28 年認定 501 学科対象）

調査結果（令和元年度調査）から

「良」実質化 14 学科（2.8%） 「可」認定要件充足 427 学科（85%）

「要改善」充足できていない 60 学科（12%）

→アンケートなどの調査では取組の正確な把握と質保証への活用促進に十分でない

iii) 職業実践専門課程認定後の公表様式「別紙様式 4」

第三者評価受審の有無と受審機関記載欄があるが、第三者評価と評価機関の定義なし

iv) 学校評価ガイドラインにおける第三者評価の定義等の見直し

職業実践専門課程の学校評価は、小中学校の学校評価と大学の認証評価との混合

v) 医療系養成施設への第三者評価義務化の流れ

→分野別評価団体の設立（リハビリ、柔整、はりきゅう分野等）

2. 第三者評価定義と評価機関の要件整備に向けて

①これまでの第三者評価関連文科事業（平成26年～）

- i) 分野別第三者評価の評価基準策定とモデル事業
(情報、柔道整復、介護、美容、調理、観光、自動車整備、はりきゅう、看護等)
- ii) 分野横断的第三者評価基準の策定

②第三者評価のあり方

- i) 対象 職業実践専門課程とこれを有する専門学校及び設置者（学校法人等）
 - ・ 定義から→職業実践専門課程の規定は、実践的な職業教育に特化
Cf. 専門課程の定義「職業若しくは実際生活に必要な能力の育成」、「教養の向上を図る」
 - ・ 実践的職業教育共通の考え方(Competence→Learning Outcomes→Curriculum)を認定要件として明示→企業等との連携（教育課程編成、実習、教員研修）→学修成果の可視化が容易に
 - ・ 組織の体力→認定要件の充足、申請、維持のための継続事務作業を遂行する事務局体制

- ii) 第三者評価の主体
評価対象から独立した第三者評価機関が主体、専門学校は自ら、第三者評価機関に会員として参加し受審するという主体性を持つ *ガイドラインは、主体を学校としている

- iii) 役割
評価、研究、研修とし、受審校への直接的支援はしない*ガイドラインは、支援に言及

- iv) 分野別評価→職業教育の教育活動・学修成果の質の高い評価に必要
専門分野の評価基準等の精密性、行政・業界変化への即応性、専門分野評価者の能力の継続性などを担保*専門職大学院、専門職大学は、機関別評価の他に専門分野別評価が義務化

- v) 分野横断的評価基準による機関別評価
分野別評価の未整備分野では、分野横断的評価基準に基づく機関別評価を推奨

- vi) 学校運営・財務の評価の重要性
社会において、専門学校の運営や財務の透明性・健全性への疑念が少なからず存在する。
学校運営や財務に係る第三者評価の受審とその結果の公表が、重要

- vii) 学校関係者評価をもって、第三者評価の役割を担わせることは不可能
学校関係者評価はステークホルダーの意見を聞く場として意味がある。学修成果のPDCA、運営や事業計画等教育を支えるマネジメントの「評価」には、相応しくない

3. 課題

①分野別評価が可能な分野は限定的

業界と学校双方に人材要件・育成目標の明確化に取り組む機運が乏しい

*参考1「職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の連携について」参照

→まずは、各分野の先進校が協力して、学修成果の標準化に取り組むことが有効

②分野別評価機関のあり方

令和3年4月設立予定の柔道整復教育評価機構についてその設立課程を検証する。

評価基準の策定や評価方法等評価システムの構築、モデル事業による検証、評価者に求められる要件、評価者育成、評価機関に求められる標準的構成メンバー、評価事業の運営と資金、中期事業計画などの必要事項を整理し、設立手続きのマニュアル化を図る

③機関別評価機関のあり方

すでに存在する専門学校対象第三者評価機関のあり方を基に、大学認証評価機関や海外の機関事例を参照し、職業教育の第三者評価機関としてのあり方を提言する

④第三者評価機関の評価・質保証

公的認証の可能性も検討するとともに民間団体等による認証の在り方を探る。このため職業教育の第三者評価機関による連絡協議会を設置、情報交換や共同研究を進める

⑤分野別評価と機関別評価の関係

i) 評価分野の分担可能性 *参考2 分野別評価機関と機関別評価機関の連携イメージ参照

ii) 受審料負担の軽減への対応

⑥第三者評価の自主的な推進、職業実践専門課程の実質化の先に、本当に「専門学校の社会的評価・信頼」の獲得があるのか？

i) 当面の着地点が見えなければ、第三者評価は負荷が大きすぎる

ii) 社会の評価獲得に他の方法は有効か？

- ・学修成果の効果的アピール
- ・国、都道府県からの経常費助成（専門学校が助成対象という制度的インパクト）
- ・社会人の学び直しに対応できる教育機関（高度性の訴求）
- ・国際的な教育の枠組みへの明確な位置づけ

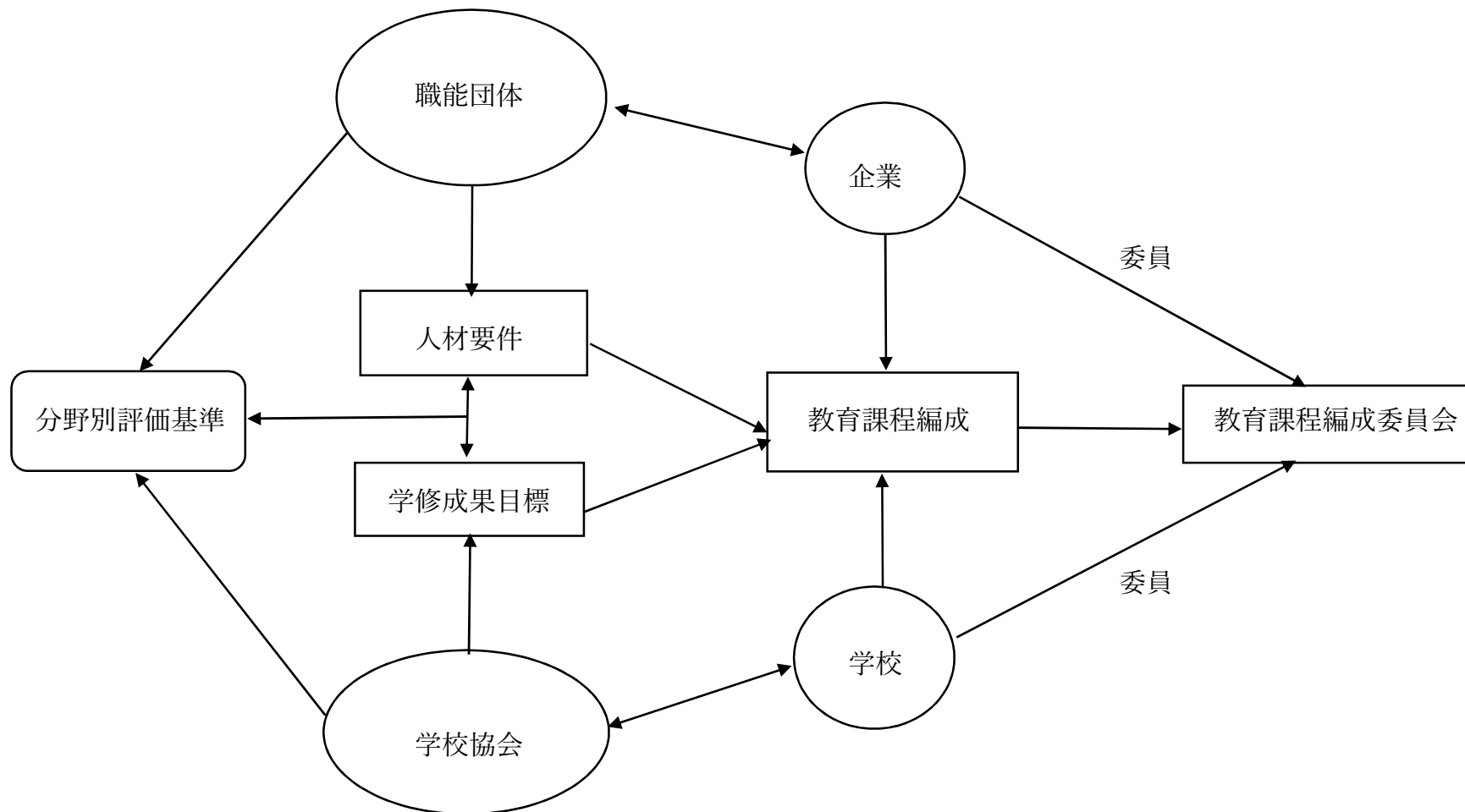
iii) 職業教育分野分類と学修成果の標準化に基づく職業教育の体系化

専門職大学院、専門職大学、職業実践専門課程と専門学校、高等専門学校の職業教育が、職業教育分野とレベルごとに標準化された学修成果指標によって体系化され、またその体系が国際通用性を持つものとなる方向へ、職業訓練体系との関係も含め、国全体として大きな動きが形成される必要がある。

専門学校の分野別評価を含む第三者評価の動きも、職業教育のこうした体系化の動きに応じて大きく促進されると思われる！

(令和3年3月25日 関口記)

* 参考1 職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の関係（分野別評価&教育課程編成）



* 参考2 分野別評価機関と機関別評価機関の連携イメージ

